

秋の火災予防運動

11月9日(木)~15日(水)

火災は「ちょっとした不注意」で発生します。わが国では、毎年約6万件の火災が発生し、約2千人もの方の尊い命が火災で失われてします。火災による死者のうち約6割は住宅火災によるものです。

絶対に火災を発生させないよう、また死傷者を出さないよう、火災予防にご協力をお願いします。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

3
の
ポイント

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4
の
ポイント

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・家具や衣類からの火災を防ぐために、防災物品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

老朽化した消火器は、実費により随時消防本部で回収しています。

平成17年湯河原町消防本部管内火災状況

火災件数	合計	32件
内 訳	建 物	18件
	林 野	1件
	車 両	3件
	その他	10件

出火原因(件)	
放火及び疑い	11
コンロ	4
タバコ	3
焚き火	3
火遊び	1
不明	1
その他	8

平成18年度
全国統一防火標語

『消さないうで あなたの心の 注意の火』

消防団員募集



湯河原町消防団では、消防団員を随時募集中です。特に大地震などの広域災害時には、地域防災の中核としてその活躍が期待されています。しかしその一方で、消防団員数が減少しており、その充実強化のため様々な施策を推進していますが、最も大切なのは、地域に暮らす皆さんの消防団活動に対するご理解とご協力であり、一人ひとりが地域の安全に対して関心を持つことです。

「自分たちの町は自分たちの手で守る」という理念に基づいた消防団に入り、あなたも地域防災の担い手になりませんか？

消防団に入団希望の方は、消防本部総務課 ☎63-5121
内線23・24、または、お近くの消防団へご連絡ください。

住宅火災警報器の設置が義務付けられました

消防本部警防課 ☎63-5121

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅の場合は平成18年6月1日から、既存の住宅の場合は、平成23年5月31日までに設置することになりました。

【住宅用火災警報器とは？】

天井や壁に取り付けて、火災の初期段階において煙や熱を自動的に感知して、警報音や音声により知らせる器具です。



天井タイプ



壁掛けタイプ



異常発生を警報音やメッセージで知らせます。

野生の動物による被害について

農林水産課 内線734

イノシシ、サル、ハクビシンによる農業被害や住居侵入などの日常生活被害が町内で発生しています。野生動物による農業被害については、農業協同組合各支店、または湯河原町農林水産課でとりまとめているので、情報をお寄せください。

県内でも、アライグマの数が増え生息範囲が拡大し被害が続出しています。町内での生息の確認はされていませんが、発見された方は早急にご連絡ください。

